

(書式 1-1-2-16)

株主と指定買取人間の譲渡制限付株式売買契約書

株式売買契約書

○○○○を甲、○○○○を乙として、甲乙間に次のとおり、株式売買契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は乙に対し、その所有する○○○○株式会社の普通株式〇、○○○株を（以下「本件株式」という）を平成〇〇年〇〇月〇〇日売り渡し、乙はこれを買い受ける。

(株券の交付)

第2条 甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、第3条1項の代金の支払いと引換えに、本件株式を表章する株券（株券の種類：○○○、株券番号○○○番乃至○○○番）を引き渡す。

(代金)

第3条 1 乙は甲に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、前条の株券の引渡しと引換えに、本件株式の代金として金〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（1株あたり金〇〇、〇〇〇円）を支払う。

2 前項の代金の支払は、乙が甲の指定する銀行口座（〇〇銀行〇〇支店〇〇預金口座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇番）に振込入金する方法により行う。

(違約金)

第4条 甲乙いずれかに本契約上の債務不履行があり、本契約が解除された場合、契約を解除された当事者は他方に対し、遅滞なく、損害賠償として金〇、〇〇〇、〇〇〇円を支払う。

以上のとおり契約が成立したので、本書面2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙

Asahi Chuo



解 説

(第 2 条)

株券発行会社においては、株式の譲渡は、株券を交付しなければその効力を生じない（会社法第 128 条第 1 項）。

(第 4 条)

損害賠償の予定。これにより、債務不履行による契約解除の場合、解除をした者は自らの損害額を立証する煩を避けることができる。

